

令和 6 年 6 月 25 日現在

機関番号：32663

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2023

課題番号：17K13620

研究課題名（和文）ICJにおける管轄権基礎と請求内容の関係

研究課題名（英文）Relationship Between the Basis of the ICJ's Jurisdiction and the Claims of the Parties

研究代表者

石塚 智佐 (Ishizuka, Chisa)

東洋大学・法学部・准教授

研究者番号：30614705

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,700,000円

研究成果の概要（和文）：近年多様な紛争が国際司法裁判所(ICJ)に付託されているが、各国がどのような管轄権基礎に基づき付託しているのかに着目してICJの判断を検討した。その結果、ジェノサイド条約等の一部の多数国間条約における民衆訴訟の様相が一層根付きつつあること、ICJ判決の不履行に関する事件におけるICJの判断論理等を明らかにできた。また、激しく対立する国同士の紛争が多数国間条約裁判条項に基づき提訴されることが増えており、これらの事件では管轄権段階や本案段階では原告の主張は限定的にしか認められていないものの、特に暫定措置段階では一応の管轄権が認められ措置が指示されやすいことから、暫定措置の有用性も確認できた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学術的には、一部の多数国間条約において実質的に民衆訴訟が認められることや暫定措置の有用性を確認することで、ICJがより広く利用される可能性が高いことを示しつつ、付託事件数・付随手続の増加などに伴うICJの司法機関としての課題や現行制度の限界等も指摘した。研究遂行期間中にミャンマーのロヒンギャ問題、ロシアのウクライナ侵攻、シリア内戦やイスラエルのガザ侵攻など国際社会の重要問題がICJに付託されたことで、ICJの役割が国内外で注目されるようになった。ICJの管轄権の問題など本件の研究に関する論点の解説を適宜社会発信ができたことで、社会的な意義もあったと思われる。

研究成果の概要（英文）：With the increasing variety of disputes brought before the International Court of Justice (ICJ) in recent years, this research focuses on the relationship between the basis of the ICJ's jurisdiction and the claims of the parties involved as a key indicator of recent trends. Initially, the research aimed to investigate (a) the potential use of actio popularis and (b) new applications for seeking enforcement of previous judgments. However, as the research progressed, disputes between hostile States emerged as a prominent issue due to applicant States invoking compromissory clauses in multilateral treaties as the basis for the Court's jurisdiction. A key finding is that actio popularis is no longer exceptional. The ICJ has determined that parties not directly injured by the defendant State have standing, as evidenced in cases related to the Genocide Convention. Another significant finding is that provisional measures have become increasingly important in recent cases.

研究分野：国際公法

キーワード：国際司法裁判所 管轄権 先決的抗弁 ジェノサイド条約 多数国間条約 裁判条項 暫定措置

1. 研究開始当初の背景

国連の主要な司法機関である ICJ が裁判管轄権を行使するには、紛争当事国の事前ないし事後の同意が必要であり、その同意の表明である管轄権基礎となるものとして、ICJ 規程第 36 条 2 項に基づく選択条項受諾宣言、裁判条項・裁判条約、付託協定、*forum prorogatum* 等があるが、特に広範な管轄権を付与するのが、当事国間の法的紛争に関して強制管轄権を付与する裁判条約（ボゴタ規約等）と選択条項受諾宣言である。近年、これら 2 つに基づき ICJ に付託される事件が増加し、ICJ の今後の活動を大きく左右しうる事件がいくつか出現している。

第一に、2014 年 3 月末に「南極海捕鯨事件」判決が下され、本判決の管轄権判断が注目を集めた。具体的被害を受けていない原告が多数国間条約の解釈を ICJ に求め ICJ が選択条項受諾宣言に基づく管轄権及び原告適格を認めたのだが、これは選択条項受諾宣言の解釈に関して消極的であった裁判所の先例とは異なるものであった。さらに、類似の性質を有する「核軍拡停止及び核軍縮に関する交渉義務事件」の管轄権に関する判決も 2016 年 10 月に出された。

第二に、ICJ は一審制であり、国連憲章 94 条 2 項が機能していないため実効的な判決執行メカニズムを有さないという制度的な限界がある。その中で、近年、ICJ 制度の不備の間隙を突くような事件も注目に値する。一つは 50 年前に出された原判決（管轄権の基礎は選択条項受諾宣言だが失効済み）に基づき解釈請求が行われ同時に暫定措置（仮保全措置）が要請された「プレアビヘア寺院事件」（2011 年暫定措置命令、2013 年解釈判決）であり、もう一つが 2012 年に下された ICJ 判決の不履行等を理由に再度 ICJ に提訴した「カリブ海における主権的権利及び海域侵害事件」（2013 年付託、2016 年先決的抗弁判決）である。そのような中で、裁判所の司法機能に関して再検討を試みたり、ICJ の管轄権に関する研究が盛んになっている。

2. 研究の目的

本研究では、①「南極海捕鯨事件」のように民衆訴訟の様相を呈する事件が出てきたこと、② ICJ 判決履行を実質的な目的とする ICJ を再利用する事件が出てきたこと、の 2 つの重要な傾向に着目し、ICJ の管轄権基礎と請求内容の関係について検討を試みることにした。この 2 つの変化は、いずれも広範囲の強制管轄権を事前に付与する選択条項受諾宣言や裁判条約に基づき提訴された事件だからこそ可能であると思われるため、選択条項受諾宣言や裁判条約に基づき国家はどこまで多様に ICJ を利用することができるのか、それに対して ICJ はコントロールすることが可能なのか、ICJ における管轄権基礎と請求内容の関係に関して実証的な検討を行うことを目的とする。具体的には、民衆訴訟が指摘される事件や ICJ 判決履行に関する事件を検討し、これら事件における ICJ の判断の結果、管轄権基礎と請求内容の関係の変化が ICJ の管轄権審理手続や裁判制度に与える影響を明らかにしたい。

3. 研究の方法

上記目的を達成するために、① 民衆訴訟の観点から紛争の存在と原告適格の関係の検討：「核軍拡停止及び核軍縮に関する交渉義務事件」と「南極海捕鯨事件」等の先例を比較検討する。② ICJ 判決の履行を求めて ICJ を再利用する事件の検討：ICJ の判決履行の仕組みを確認すると共に、ICJ 判決の履行が問題となった先例等を分析する。そのうえで、ニカラグア対コロンビアの「カリブ海における主権的権利及び海域侵害事件」（2016 年先決的抗弁判決、2022 年本案判決）、「ニカラグア沖合から 200 海里以遠の大陸棚境界画定事件」（2016 年先決的抗弁判決、2023 年本案判決）、コスタリカ対ニカラグアの「ポルティージョス島北部における国境事件」（2017 年付託、2018 年本案判決）等を検討する。これらを基に、ICJ における管轄権基礎と請求内容の関係に関して実証的な検討を行う。その際、ICJ では先決的抗弁のみならず本案段階など様々な段階で管轄権判断が行われるが、それらすべてを対象とする。また、管轄権基礎と請求内容の関係について検討するために、既述の事件以外に重点的に分析すべきものはないかこれまでの PCIJ・ICJ 判例の再検討を行い、必要な場合は検討することとする。

4. 研究成果

個人的事情で研究期間が 3 度中断し、研究期間も当初より倍以上に延びたこともあり、ICJ には本研究開始当初には予想できなかった事件が付託されるようになった。特に多数国間条約裁判条項に基づき多くの事件が付託され、これらの中には民衆訴訟

に関連する事件もあり、また、武力衝突や国交断絶等といった激しく対立する国同士による利用も顕著であるため、これらの事件を検討し加えることで、研究時点での最終目的である管轄権基礎と請求内容の関係の変化が ICJ の管轄権審理手続や裁判制度に与える影響を明らかにすることに努めた。

①民衆訴訟が指摘される事件の検討

「核軍拡停止及び核軍縮に関する交渉義務事件」において原告は具体的権利が侵害されていないにもかかわらず、選択条項受諾宣言に基づく ICJ 管轄権を主張しており、民衆訴訟として ICJ 管轄権が広く認められる可能性があったが、2016 年の判決で ICJ は紛争の不在を理由に管轄権を否定した。本件は提訴時における当事国間の紛争の不在を理由に管轄権を全面的に否定した初の事件であったが、以降、この理由により裁判所に管轄権が否定されることがないように、原告は提訴前に意図的な行動をとるようになった。これと関連して、多数国間条約裁判条項に基づき、直接被害を受けていない国による事件が付託されるようになったことも肝要である。2019 年 11 月、ミャンマーのロヒンギャ問題に関して具体的被害を受けていないガンビアがジェノサイド条約に基づきミャンマーを提訴したため、ガンビアの原告適格が問われたが、裁判所はジェノサイド条約の性質に鑑み当事国間対世的義務を認め、まず 2020 年 1 月に暫定措置を指示した上で、2022 年 7 月の先決的抗弁判決で本件の管轄権及び受理可能性を肯定した。また、2011 年から続くシリア内戦に関して、2023 年 6 月にカナダ及びオランダがシリアによる拷問等禁止条約違反を主張して提訴したが、同年 11 月に一応の管轄権が認められ暫定措置が指示された。さらに、2023 年 10 月に開始されたイスラエルのガザ侵襲に関して、南アフリカがジェノサイド条約違反を主張してイスラエルを訴えた事件では、2024 年 1 月に一応の管轄権が認められ暫定措置が指示された。これら事件での裁判所の論理は、拷問等禁止条約に基づく当事国間対世的義務を認めた「訴追又は引渡義務問題事件」2012 年本案判決と同様であるが、個別利益も有していた「訴追又は引渡義務問題事件」の原告とは異なるため、ジェノサイド条約などの一部の条約において実質的な民衆訴訟を認めていることが一層明確になった。また、ガンビア対ミャンマー、南アフリカ対イスラエルの事件では複数の国が訴訟参加を申請しており、国際社会の共通利益の実現のための国際裁判の多国間化も顕在化することとなった。

②ICJ 判決履行を求めて ICJ を再利用する事件の検討

ICJ 判決の履行に争いのある事件に関して先行研究の分析を中心に検討した結果、判決履行の義務を達成したか否かの判断が非常に難しいことを確認した。その上で、以前の判決の履行に関して、新たな争訟事件又は解釈請求として ICJ に再び付託した近年の事件を検討した。

特にニカラグア対コロンビアの「カリブ海における主権的権利及び海域侵害事件」では、原告が請求訴状では「領土及び海洋紛争」2012 年判決に従うべきことを宣言するよう裁判所に求め、申述書では 2012 年判決と一致しない行動を止めるよう宣言すること等を求めていた。2016 年先決的抗弁判決で裁判所は、2012 年判決で原告領と認められた海域における被告による原告の権利侵害に関する紛争が存在すると判断したものの、原告は 2012 年判決の執行自体は求めていないと判断した。最終的に 2022 年本案判決では、2012 年判決以降に被告が同海域で漁業許可を与えることで原告の権利を侵害する行為が行われたと結論付けた。なお、2012 年判決を巡っては、「ニカラグア沖合から 200 海里以遠の大陸棚境界画定事件」でも、200 海里以遠の大陸棚に関して 2012 年判決で裁判所が判断したか否かが争われたが、2016 年先決的抗弁判決で裁判所にこの主張は否定された。また、コスタリカ対ニカラグアの「ポルティージョス島北部における国境事件」でも請求内容の一部で、「国境地帯におけるニカラグアの行動事件」2015 年判決で原告領と確定された領域に被告が軍事キャンプを設置することで 2015 年判決を違反したことを認定し同判決に従うよう宣言することを原告が裁判所に求めた。しかし、裁判所は 2018 年本案判決において、当該地域の帰属の問題は 2015 年判決で除外されており被告による 2015 年判決違反は存在しなかったと判断した。さらに、2022 年にはドイツが、「裁判権免除事件」2012 年判決の履行を巡るイタリア憲法裁判所 2014 年判決等によって新たな紛争が生じたとして ICJ に提訴した。

これまでのところ、どの事件も、判決後に新たに生じた事態に関して付随的な形もしくは間接的な形で判決の不履行の確認等が求められており、ICJ も正面から ICJ 判決の不履行を扱っているのではなく、別の新たな紛争として捉えていることが確認できた。なお、これらは裁判条約のみに基づき付託されており、裁判条約の意義が再認識された。

③多数国間条約裁判条項に基づく激しく対立する国同士の紛争の付託

敵対する国同士の紛争が多数国間条約裁判条項に基づき提訴されることが増えており、特にジェノサイド条約や人種差別撤廃条約という、人道・人権の分野において崇高な目的を有する多数国間条約の裁判条項に基づき ICJ に付託される事件について、その裁判条項の内容と付託される紛争の実体に着目しながら、検討を行った。ジェノサイド条約に関しては、

①で取り上げたロヒンギャ問題やシリア内戦、ガザ侵攻に加えて、ロシアのウクライナ侵攻に関しても 2022 年 2 月にウクライナによって付託されており、ICJ は 3 月に暫定措置としてロシアの特別軍事作戦の即時停止を命じ、その後、多数の国が訴訟参加した。しかし、2024 年 2 月の先決的抗弁では原告の多くの請求に関して裁判所の管轄権を否定した。

人種差別撤廃条約に関しては、これまでに同条約裁判条項に基づき 6 件の事件が ICJ に付託されているが、2018 年に人種差別撤廃委員会に初めて国家通報が行われたことで ICJ と同委員会の紛争解決機能が注目されるようになった。しかし、ICJ 及び人種差別撤廃委員会の両方に付託されたカタール対 UAE の事件が途中で手続終了したため、いまだ明らかにされていない論点が多い。また、同条約裁判条項に基づき付託された 6 件の内、これまでに管轄権が認められ本案判決に至った事件は 1 件しかない。唯一本案判決が下されたウクライナとロシアの事件においても原告の主張は限定的にしか受け入れられなかった。なお 6 件すべてで暫定措置が要請され、5 件で一応の管轄権が認められ措置が指示されたものの、その内 2 件で管轄権が最終的に否定されている。

ジェノサイド条約や人種差別撤廃条約に関して付託された事件では管轄権段階や本案段階では原告の主張は限定的にしか認められていないことが多いものの、特に暫定措置段階では一応の管轄権が認められ何らかの措置が命じられやすい。敵対する国同士の紛争が多く付託されており、渦中の中で国連の主要な司法機関である ICJ から法的判断を得ることは、被告が暫定措置命令を遵守しなくても原告にとって大きな意義がある。したがって、少なくとも暫定措置を得ることを目的とみられる紛争が今後も増えるだろう。他方で、暫定的に認定された管轄権が最終的に否定されることがしばしばある状況において、ICJ の司法機関としての判断の適切性も問われることになる。

以上の検討の結果、本研究によって ICJ の紛争解決機能の多大な可能性を見いだせる一方で、付託事件数・付随手続の増加などが顕著であるため、現行制度における ICJ の構造的な問題も浮き彫りになった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 石塚智佐	4. 巻 74
2. 論文標題 武力紛争における国際裁判の役割を考える5冊	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 外交	6. 最初と最後の頁 146頁、147頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 石塚智佐	4. 巻 63
2. 論文標題 国際司法裁判所 ジャダヴ事件（インド対パキスタン）（判決・2019年7月17日）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 東洋法学	6. 最初と最後の頁 209-246
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 石塚智佐	4. 巻 90
2. 論文標題 国際司法裁判所と国際刑事裁判所：手続的観点からみた協働と補完	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 41,46
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15057/29734	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 石塚智佐	4. 巻 17
2. 論文標題 国際司法裁判所判決の履行に関する一考察：最近の判例を中心に	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 一橋法学	6. 最初と最後の頁 625,640
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石塚智佐	4. 巻 6
2. 論文標題 国際司法裁判所における近年の付託事件の多様化と管轄権審理 マーシャル諸島事件を中心に	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際法研究	6. 最初と最後の頁 75-97
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計5件

1. 著者名 井上貴也、清水宏、武市周作、太矢一彦、根岸謙編著 (石塚智佐担当「第2章 国際法」)	4. 発行年 2022年
2. 出版社 丸善雄松堂株式会社	5. 総ページ数 238
3. 書名 法学部専門科目への扉-Invitation to Subjects in Faculty of Law	

1. 著者名 岩沢 雄司、岡野 正敬編著 (石塚智佐担当「ジェノサイド条約裁判条項への留保に関する一考察」)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 1474
3. 書名 国際関係と法の支配	

1. 著者名 寺谷広司、伊藤一頼編著 (石塚智佐担当「国際司法裁判所と国際刑事裁判所：手続的観点からみた協働と補完」)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 448
3. 書名 国際法の現在	

1. 著者名 Shuich Furuya, Hitomi Takemura, Kuniko Ozaki eds. (石塚智佐担当: Impact of the Ukraine Conflict on Inter-State Dispute Settlement Procedures: The Allegations of Genocide Case (Ukraine v. Russia))	4. 発行年 2023年
2. 出版社 Springer	5. 総ページ数 911
3. 書名 Global Impact of the;Ukraine Conflic;Perspectives from International Law	

1. 著者名 申 恵ぼん編 (石塚智佐担当「人権条約に基づく国家通報及び国家間裁判 国家間紛争を通じた人権条約実施の可能性」)	4. 発行年 2024年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 336
3. 書名 国際的メカニズム	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<ul style="list-style-type: none"> ・「(今週の一言) ロシアのウクライナ侵攻における国際司法裁判所の役割 - 2022年3月16日暫定措置命令に鑑みて」『法学館憲法研究所HP』2022年5月30日 https://www.jicl.jp/articles/opinion_20220530.html ・「国際司法裁判所におけるロヒンギャ問題」『国際法学会エキスパート・コメント』No.2020-12 https://jsil.jp/archives/expert/2020-12
--

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------